

位置指定道路図及び指定道路図の写し交付事務取扱要領

平成 22 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 9 条に規定する図面（以下「位置指定道路図」という。）及び同省令第 10 条の 2 第 1 項に規定する指定道路図の写しの交付事務に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付の場所)

第 2 条 位置指定道路図及び指定道路図の写しの交付場所（以下「交付場所」という。）は、加古川市加古川町北在家 2000 番地 加古川市役所都市計画部建築指導課とする。

(交付時間等)

第 3 条 交付場所における位置指定道路図及び指定道路図の写しの交付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

2 位置指定道路図及び指定道路図の写しの交付に供しない日は、加古川市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する日とする。

3 市長は、位置指定道路図及び指定道路図の整理や加古川市指定道路図閲覧用システムの保守・更新作業その他必要と認める場合は、臨時に休日を設定又は交付時間を変更することができる。この場合において、市長はあらかじめ、その旨を交付場所に掲示するものとする。

(交付の手続き)

第 4 条 位置指定道路図及び指定道路図の写しの交付を受けようとする者は、位置指定道路図・指定道路図の写し交付申請書（様式第 1 号）に所定の事項を記入のうえ、加古川市建築確認申請等手数料条例（平成 12 年条例第 29 号）第 2 条第 5 号に規定する手数料を添えて、市長に申請するものとする。

(写しの交付)

第 5 条 位置指定道路図及び指定道路図の写しは、加古川市指定道路図閲覧用システムから出力した位置指定道路図及び指定道路図に、写しである旨を表示し交付する。

2 位置指定道路図の写しについては、住所、氏名、印影等個人情報に該当する部分を除いて交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(道路位置指定の縦覧等に関する取扱い規程の廃止)

2 道路位置指定の縦覧等に関する取扱い規程は、廃止する。

(施行期日)

3 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。